

令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	東観光バス株式会社（法人番号：3070001014048） 代表者 中島 俊幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県伊勢崎市境上湊名1186 (本社営業所) 群馬県伊勢崎市境上湊名1186
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月8日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オリオン通商 (法人番号: 1030001023376) 代表者 丸井 啓輔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区東新小岩1-4-4セルティビル2F (本社営業所) 東京都葛飾区東新小岩1-4-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 220日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年5月25日、令和5年5月26日及び令和5年6月15日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7) 運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10) 点検整備記録簿等の記載義務違反等(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 22点 当該事業者の累積点数 22点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	中岡交通有限会社（法人番号：6050002018575） 代表者 中岡 清一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県猿島郡境町大字西泉田1391-4 (本社営業所) 茨城県猿島郡境町大字西泉田1391-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年5月20日、令和6年5月21日及び令和6年5月30日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社EST観光（法人番号：2040002088185） 代表者 鈴木 甚智
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県山武郡横芝光町宮川9872 (本社営業所) 千葉県山武郡横芝光町宮川11634
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月21日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	大和観光株式会社（法人番号：4040001044897） 代表者 黒澤 瑞美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市川上245-696 (本社営業所) 千葉県成田市川上245-696
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月28日及び令和6年9月17日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)